

第5回 山口県本人確認情報保護審議会

【事務局】

(開催及び審議会成立の確認報告)

【地域振興部長】

審議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、平素から県政運営、審議会に御協力いただいております、お礼申し上げます。

また、委員の改選にあたり、引き続きお引き受けいただき、重ねてお礼申し上げます。

住民基本台帳ネットワークシステムについては、平成14年の稼働開始から4年を経過しましたが、この間、大きなトラブルもなく、順調に稼働しています。利用件数についても、この10月から社会保険庁による年金の現況確認事務が加わるということで、全国では年間5,000万件を超える利用が見込まれ、また、本県においても約3万件の利用が見込まれています。

一方、セキュリティ対策についても、本審議会でも、システムの適正な運用のためには、セキュリティ対策が重要であるとの御意見をいただいております、国による市町村向けのセキュリティ監査に加えて、県独自の研修会の開催や、セキュリティ監査を行っており、今後ともセキュリティの維持・向上に努めていくこととしております。

こうした中で、住民サービスの向上と行政の効率化のために運用している住基ネットを、さらに有効活用していくため、前回、皆様の御了解をいただきました、県条例による独自利用について、事務局で検討を進めてまいりました。

本日は、この独自利用を議題とさせていただいておりますので、委員の皆様からの忌憚のない御意見、御提言をいただきますよう、改めてお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

<議題1 会長の選任について>

- ・互選により、高村委員が会長に選任された。
- ・会長から、会長職務代理者に松野委員が指名された。

<議題2 本人確認情報の独自利用について>

【高村会長】

本審議会は、原則公開としております。今回も公開ということでよろしく申し上げます。それでは事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき説明)

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの利用について（「住民基本台帳ネットワークシステムの利用について」）

- ・セキュリティ対策について（「別紙1 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策」）
- ・現在の利用状況について（「別紙2 利用状況」）
- ・独自利用の検討について（「別紙3 本人確認情報の独自利用の検討について」）

【高村会長】

説明は大きく、3点になっております。セキュリティ、利用状況、独自利用の関係。今回の一番のテーマは独自利用ということになります。委員の皆様方、御意見、御質問をお願いします。

【濱本委員】

県税の賦課・徴収事務で使えるということですが、県の出先機関の県税事務所に端末を置くということですか。

【事務局】

はい。県税事務所が8か所あり、そこに端末を置くことを考えています。

【杉山委員】

どれぐらいのコストダウンに繋がるか、試算されていますか。

【事務局】

節約できる経費では、住民票の公用請求にかかるもので約70万円。また、コストは、住基ネットの端末整備等に約70万円かかり、県だけの投資対効果で見た場合は、ほぼイープンです。

なお、県からの公用請求を受けて、住民票を発行する市町側のコスト削減が、試算段階で、百万円程度下がるのではないかと考えています。

【濱本委員】

利用状況（「別紙2 利用状況」）で、「×」になっている事務について、例えば9番（児童扶養手当に関する事務）や、10番（特別児童扶養手当に関する事務）で、使えない理由は何ですか。

【事務局】

児童扶養手当や特別児童扶養手当に関する事務については、世帯情報が必要です。住基ネットでは、世帯情報が入手できないため、利用不可となっています。

【濱本委員】

端末を県税事務所に設置するという事になれば、もっと多くの事務で使うことを考えてはどうでしょうか。

出先機関が事務の申請窓口となると、1所属ごとの換算では利用件数が少なくなり、投資対効果が薄れるため、利用検討からははずす、とありました。端末を設置するのであれば、こういった観点からの、もう一つ踏み込んだ活用方法の検討をしたのかなど。

【事務局】

1つの端末を多くの所属の職員が利用する、という運用方法もあります。これにはデメリットがあり、例えば、ある事務の個人情報をも自分の所属から端末のある所属へ持ち出すようになること。また、1つの端末を多くの所属の職員が利用することによって、セキュリティレベルが下がるということがあります。

住基ネットを利用するにあたり、最重要視しているのはセキュリティですので、1所属で1つの端末を設置し、利用することを原則と考えています。

【濱本委員】

下関市役所の例でいうと、住民基本台帳の端末がありますが、これは市民サービス課だけの職員が使うだけでなく、目的に応じたカードを他の所属の職員へ配り、そのカードで端末を操作するというので、利用上の制限を課しています。

県税事務所へ設置するのであれば、利用権限を与える際に制限などをかけ、県税事務所だけではなく他の所属の人も使えるようにできれば、より良いのではないかと。

【事務局】

現在、共同利用する端末として、市町課に端末を設置しています。この端末を県庁内の他課の職員が使うということもあります。これには、「何時何分に誰が使ったか」というのを記録して、市町課としては決裁という形で確認、把握しています。

このような形での、端末の共同利用もメリットはありますが、私ども住基ネット担当課とは異なり、どうしても職員の意識に差が出てくることも考えられます。

【濱本委員】

今すぐというのではないけど、せっきく設置するのであれば、そういうことを考えながら、活用をするという観点からも検討をお願いします。

【市町課長】

運用方法などに検討を加えて、将来的に事務を追加することは可能と考えています。

【高村会長】

その他、御意見は。

【杉山委員】

住基ネットで確認できる情報として「生存情報」とありますが、これは年金関係の事務で現況確認等に利用されているものですか。

【事務局】

御指摘のとおり、主に年金関係の事務での現況確認に利用されています。

【市町課長】

利用件数で見ると、行政にとって事務の効率化が図れるものが多くなっています。また、住民の皆様方にとってメリットが出る事務が入るといいのですが、具体的に利用を検討してみると、実際の利用は少ないのが現状です。

【濱本委員】

高等学校の入学手続きに住民票がいるというのは、どういう理由でしょうか。

【事務局】

生徒名簿を整備する際に、住民票の住所・氏名と照らし合わせて確認するというものです。市町立の小中学校では、市町に備え付けてある住民票で確認できます。県には住民票がないため、入学者に対して添付を求めて確認することになります。

これは、規則で、合格者が入学前に学校長に届けるようになっています。

【三島委員】

県立大では、入学料の減免に住民票の添付を求めています。県民だと入学料が安くなります。

【松野委員】

高等学校の入学手続きに利用できれば、住民側にとってメリットがある。「一時的に」とありますが、入学の時の利用だけですか。

【事務局】

入学時に使われるものです。編入・転入の場合もありますが稀です。全高等学校に設置というのが現実的かというのもありまして、例えばブロックごとに使うなどの工夫の余地はあるのではと考えています。

【松野委員】

住基ネットを使うためにブロック化することは、手間がかかるし、何のために住基ネットを使うのかが分からなくなる。

【濱本委員】

ネットワークの接続について専用回線が必要で、そのために経費がかかるという問題ですか。

【事務局】

セキュリティ確保のため、専用回線が必要です。また、専用端末も必要となり、それが

コストのかかる要因です。職員が通常使用しているパソコンでは、住基ネットから情報を入手することはできません。

【地域振興部長】

各高等学校に端末を置かざるを得ないかどうかということ。また、入学の時期だけに利用されるということ。年間押し並べて、他のことにも利用されるというのであれば、投資対効果も違ってくる。

【松野委員】

意外と利用可能な事務が少ない。

【市町課長】

他県でも兵庫県が31事務、島根県が32事務とありますが、利用件数的には県税の賦課・徴収が大半を占めています。住民のメリットが出るような事務が少ない。

【高村会長】

他県で、高校の入学に利用しているようなものは。

【事務局】

昨年度まではありませんが、平成18年4月1日からの島根県で、似たような事務があります。

他では、利用事務とはなっておりませんので、本県と同じようなところで詰まってしまったのではないかと、思っております。

【高村会長】

各高校に端末を置くとなったときの経費はどのくらいですか。また、各高校が費用を負担することになるのですか。

【事務局】

設置にかかる費用は、市町課が負担します。

設置する端末機と設置費用、実際の配線工事も行うこととなりますので、1所属あたり、少なくとも40万円かかります。69校全てに設置するとした場合には、約3,000万円ほど必要となります。

【高村会長】

それで1年間で1万件だと、割に合わないような。

【地域振興部長】

住民にとってのメリットをとというものも十分心得ておるつもりですので、課題として、引き続き検討させていただきたいと考えています。

【高村会長】

住民サービス向上というものがないとね。

【濱本委員】

経済的支援を行おうという方や、経済的援助を求めてきている方たちへの事務で利用ができれば、これに越したことはない。

また、このような事務は件数的に多いものでもなく、検索の手間もそれほどかからないと思います。こういった事務は福祉事務所での利用が考えられるので、出先機関での端末の設置があれば、経済的援助を求める方たちへのサービス向上に繋がるのかなと考えています。

【市町課長】

現在、住民基本台帳法で、利用可能な事務として32項目があがっているところですが、まだ個別の法令で利用可能となっていないものがあります。

そういう状況の中で、県では、今後も試行錯誤しながら、利便性のあるものから使えるようにしていこうと考えています。

【高村会長】

別紙3のNo.6（心身障害者扶養共済に関する事務）について、制度改正後に利用検討したいとありますが、具体的にはどういうことでしょうか。

【事務局】

今は制度の検討中であり、改正後に検討したいと考えています。担当課も、同じ意向です。

【高村会長】

住基ネットの利用が可能となれば、件数が多いので利用することを検討してほしい。

【濱本委員】

この事務は、現況確認などで、毎年住民票を提出してもらっているものだと思う。これが不要になれば、メリットは大きい。

【高村会長】

かわりまして、濱本委員、下関市で住基ネットを運用されていて何かありますか。

【濱本委員】

下関市での、住基ネットの利活用の話でいえば、住基カードについて市独自の利用をしています。

現実問題として、印鑑証明や税関係の証明書発行に利用できるようになれば、利用率が

上がったりと、住基カードの発行枚数が増えることは分かっているのですが、セキュリティの問題などがあり、踏み切れないでいる状況です。

他には、この住基カードを使ったりして、申請書の自動作成ができないかどうか検討しています。一番のネックは、費用面での問題です。

【高村会長】

申請書の自動作成というのは、無料で行うというものですか。

【濱本委員】

ええ無料で。病院のカルテ作成のときのようなものです。名前等を言っていただき、こちらで必要事項を入力するというものです。

【杉山委員】

住基カードの話でいえば、法務省の登記申請について、オンライン申請で電子証明を利用した場合、登録手数料が割引されるというような話があります。このようなインセンティブが他にも広がれば、住基カードの発行枚数が増えるのではないのでしょうか。

【濱本委員】

税務署で、住基カードを使って電子申請をしてもらおうという動きがあります。

【高村会長】

ちょうどいいテーマになりましたので、次の報告に移ってもらいましょう。

<報告 1 住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況等について>

【事務局】

(資料に基づき説明)

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況等について（「山口県本人確認情報保護審議会資料」）

【高村会長】

2 ページ目の「住基カードの多目的利用」に下関市の例が紹介されていますが、健康診査結果閲覧サービスというのはどんなものですか。

【濱本委員】

名前のおり健康診査の結果を見ることができるというものです。

【松野委員】

利用件数の多いサービスは何でしょうか。

【濱本委員】

図書館利用サービスです。図書カードの代わりに使えます。図書館の利用者数が、全図書館合計で平成17年度に約21万6千人。そのうち、カード利用が2万件ほど。約1割の方が利用されています。

【松野委員】

何の情報が入るのですか。

【濱本委員】

図書の貸し出しの情報が入ります。

【松野委員】

先の県の調査からすると、住民票添付などでの住基ネットの利用拡大の道は、少ないといってもいい。

今後の住基ネットの利用拡大については、住基カードの利用拡大を探ることになる。

【濱本委員】

住基カードの本来的な利用の方法として、自宅にいながらにして申請が行えるという電子証明の利用。インターネットでの本人確認としての利用ですね。

【松野委員】

国は、オンライン申請での本人確認を一番やりたいと。

【濱本委員】

税務署などで、オンライン申請についていろいろ取り組まれています。

問題は、希望に応じて住基カードに記録してある「電子証明書」の失効要件が厳しいということです。内部に記録されている情報が、1つでも違うものになると、失効してしまいます。

内部の情報を更新（修正）して利用を継続できるようにするためには、その都度手数料として500円が必要です。

【松野委員】

情報を更新するのに、必要ということでしょうか。

【濱本委員】

更新手続きも必要で、また費用もかかる。「電子証明書」が簡単に失効するのは疑問に思う。

【市町課長】

住基カードの発行については、各市町での対応となりますが、市町村からの転出・転入

時に、住基カードの交換などの融通ができればと思うのですが。

【松野委員】

住基カードに記録している情報の入れ替えは、仕組みさえ作ってしまえばできる。

【高村会長】

時間の関係もありますので、次に、住民基本台帳法の一部改正の説明を事務局お願いします。

<報告2 住民基本台帳法の一部改正について>

【事務局】

(資料に基づき説明)

- ・住民基本台帳法の一部改正について(「住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要」)

(住民基本台帳法の一部改正に関しての意見や質疑等は無し)

【高村会長】

行政事務の効率化を図るため、住基ネットを利用しようという意図は了承です。

法定要件や費用対効果等の問題はありますが、住民サービスの向上というのが住基ネットの2大目的の1つです。そちらの検討も引き続きお願いします。

それではこれもちまして、審議会を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【事務局】

委員の皆様お疲れさまでした。最後に、三好地域振興部長から挨拶申し上げます。

【地域振興部長】

大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

本日いただきました御意見を踏まえまして、当面は、県税の賦課・徴収事務への独自利用について、作業を進めることとなります。会長からの発言にもありましたように、住民サービス向上の観点で、幅広く利用ができないかどうかについて、引き続き検討を進めていきたいと考えております。住基ネットに対する県民の信頼がさらに高まりますよう努めてまいりますので、委員の皆様方には引き続きよろしくお願いを申し上げまして、御挨拶といたします。